

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：下條村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.1	%
全職員	89.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	—	
本庁課長補佐相当職	—	
本庁係長相当職	94.4	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	
31～35年	—	
26～30年	91.8	%
21～25年	94.3	%
16～20年	—	
11～15年	101.2	%
6～10年	82.1	%
1～5年	112.4	%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当の職員がいない。
- ・役職段階別の本庁課長相当職については、該当の女性職員がいない。
- ・役職段階別の本庁課長補佐相当職については、該当の女性職員がいない。
- ・勤続年数別の「36年以上」「31～35年」は、該当の女性職員がいない。
- ・勤続年数別の「16～20年」は、該当の男性職員がいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。